

産業建設委員協議会記録

| | |
|-------|----------------------------------|
| 開会年月日 | 平成26年11月18日 |
| 開会時刻 | 午後1時7分 |
| 閉会時刻 | 午後2時10分 |
| 出席委員名 | ◎宿 典泰 ○上田 修一 上村 和生 北村 勝 |
| | 辻 孝記 山根 隆司 杉村 定男 浜口 和久 |
| | 山本 正一 |
| | 世古口新吾議長 |
| 欠席委員名 | |
| 署名者 | |
| 担当書記 | 中野 諭 |
| 協議案件 | 1 伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について |
| | 2 伊勢赤十字病院周辺の道路整備について |
| | 3 下水道受益者負担金のあり方について |
| | 4 伊勢市上水道事業の給水区域の変更について《報告案件》 |
| | 5 民俗伝統行事継承基金条例の制定について |
| | 6 やすらぎ公園プールについて |
| | 7 行財政改革について |
| 説明者 | 情報戦略局長、情報調査室長 |
| | 産業観光部長、産業観光部参事、商工労政課長、観光事業課長 |
| | 観光事業課副参事 |
| | 都市整備部長、都市整備部次長、都市整備部参事、都市計画課長 |
| | 基盤整備課長 |
| | 上下水道部長、上下水道部次長、料金課長、上水道課長 ほか関係参与 |

☆協議経過並びに概要

宿委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、協議案件として、「伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について」、「伊勢赤十字病院周辺の道路整備について」、「下水道受益者負担金のあり方について」順次説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととした。

続いて報告案件の「伊勢市上水道事業の給水区域の変更について」の報告を当局から受け、聞き置くこととした。

協議案件に戻り、「民俗伝統行事継承基金条例の制定について」、「やすらぎ公園プールについて」、「行財政改革について」順次説明を受け、若干の質疑の後、聞き置くこととして閉会した。

なお、概要は次のとおりです。

開会 午後1時7分

◎宿 典泰委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立をいたしております。

本日御協議願います案件は、1つ目として「伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について」、2つ目が「伊勢赤十字病院周辺の道路整備について」、3つ目が「下水道受益者負担金のあり方について」、4つ目ですが、これは報告案件となります「伊勢市上水道事業の給水区域の変更について」、5点目が「民俗伝統行事運営等の基金条例について」ということで、通知をさせていただいておりましたけれども、当局から「民俗伝統行事継承基金条例の制定について」ということで、訂正の申し出がありましたので許可をいたしております。

6点目が、「やすらぎ公園プールについて」、7番目の案件が「行財政改革について」ということで、以上7件であります。

これより会議に入ります。

会議の進行について委員長に御一任を願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御異議なしと認めます。

また議員間の自由討議についても申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、お願いをいたします。

伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について

◎宿 典泰委員長

それでは、1点目の「伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について」を御協議願います。

当局から説明を願います。

都市整備部長。

●高谷都市整備部長

本日は大変御多用のところ、産業建設委員会に引き続き産業建設委員協議会を開催いただき誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、先ほど委員長から御案内のありましたとおり「伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について」外5件の協議案件と報告案件として「伊勢市上水道事業の給水区域の変更について」でございます。

詳細につきましては、各担当課長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

◎宿 典泰委員長

都市計画課長。

●森田都市計画課長

それでは「伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について」御説明を申し上げます。

空き家等につきましては、これまで市でも様々な問題が発生しておりますことから、条例化を目指し取り組みを進めているところでございます。

また、昨日得ました国の情報につきましても合わせて御説明を申し上げたいと思います。では、資料1の1ページをごらんください。

1は全国の現状でございます。

全国の空き家数は約820万戸、空き家率は13.5%で、空き家等適正管理条例は、平成26年4月時点で355の自治体が制定をしています。

次に2の県下の状況でございます。

条例につきましては、5市が制定しており、平成24年度から平成25年度にかけて鳥羽市、伊賀市、熊野市、名張市が施行し、四日市市が今年度10月に施行しています。

次に3の課題につきましては、空き家等について市民の方などから電話や文書等でいただいておりますことを記載しております。このような状況の中には、現場を確認いたしませんと非常に切迫したものもあり、緊急な対策が必要であると認識しております。

次に4の空き家の状況についてでございます。

現在、把握しています空き家の総件数は1,756軒で、その内訳としましては、倒壊の危険度が大きいものが39軒、緊急に対応が必要なものが111軒、その他が1,606軒です。倒壊の危険度が大きい39軒につきましては、4月以降、関係各課と連携して対応をしており、所有者調査の結果、所有者又は管理者が確定できました物件から直接訪問をして面談させていただいたり、文書でお願いをさせていただいたりしております。現在、把握しておりますところでは、39軒中6軒が更地となっております。現在は、引き続き緊急度の高い

111軒について調査を進めているところでございます。今後も優先度の高いものから順次対応をしてまいります。

今回、所有者調査を行いました。転居や相続等が発生している場合、個人情報保護の観点から情報を取得することができないケースがいくつかあり、調査の難しさを痛感しているところでございます。

次に5の市の取り組みでございします。

このようなことから、空き家等の対策は喫緊の課題であり早期対応が求められており、条例を制定しようとするものです。これにより適正な維持管理を促し、市民等の良好な住環境の保全及び安全で安心なまちづくりを推進するものです。

市としては、これまで御説明いたしましたように空き家等の対策を条例化により、より進めようとしているところでございます。しかしながら、昨日得ました情報によりますと、11月14日に国の「空家等対策の推進に関する特別措置法案」が衆議院本会議で可決され、本日、参議院にて審議中であり、このまま法案が成立しますと、本日、市が提案しております条例の概要案と国の法律の内容について精査する必要が生じてまいります。

このことから、2ページ以降の条例概要案については、本日提出いたしました。国の動向を見た上で再検討したいと考えておりますので、申し訳ございませんが参考資料とさせていただきます。

6の今後のスケジュール(案)につきましても、国の動向に合わせ変更をする必要がございますので、パブリックコメントはひとまず取りやめ、再度、工程についても検討いたします。

なお、パブリックコメントの内容は、広報いせ12月1日号にて市民の方に配布させていただく予定で、既に印刷も済んでおりますため、ホームページ、ケーブルテレビ、各閲覧予定場所において中止する旨を周知させていただきます。

また、再検討いたしました結果につきましては、改めてお示ししたいと思いますので御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、「伊勢市空き家等の適正管理に関する条例について」、現在の状況を御説明申し上げます。

御協議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

はい、ありがとうございます。

ただいまの説明に対しましての何か御発言はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

伊勢赤十字病院周辺の道路整備について

◎宿 典泰委員長

次に「伊勢赤十字病院周辺の道路整備について」をお願いいたします。
基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

それでは、伊勢赤十字病院周辺の道路整備につきまして御説明申し上げます。

伊勢赤十字病院周辺の道路整備につきましては、平成22年8月24日に開催されました産業建設委員協議会におきまして、2つの路線の道路整備と橋梁の新設について御協議いただいたところです。

資料2-1を御高覧ください。伊勢赤十字病院周辺の道路の図面でございます。

道路整備につきましては、三重県が実施する桧尻川の河川改修に合わせて、図面に黄色で示しております八間道路と病院の北側をつなぐ市道桧尻川22-1号線の道路整備を行うこと。また、市道桧尻川22-1号線と市道日赤東紡線とをつなぐ黄緑色で示しました市道桧尻川22-10号線の整備を行うこと。橋梁の新設につきましては、病院の西側の桧尻川に紫色で示した橋梁の新設を行うことを御協議いただいたところです。

本日御協議いただきますのは、現在計画している桧尻川への橋梁の整備を取りやめ、新たに市道桧尻川22-1号線及び22-10号線と市道藤社御菌線をつなぐ図面赤色の道路を整備しようとするものでございます。

黄色の市道桧尻川22-1号線は、現在事業中であり、黄緑色の市道桧尻川22-10号線は、伊勢赤十字病院の開院に先立ち平成23年10月に車道部の整備を終え、平成24年9月に完成したところです。

これまでの計画である紫色の橋梁整備につきましては、地元説明会や自治会との協議の中で、さつき園団地や桧園団地への交通量の増加による交通の混乱や安全性の低下を危惧する意見を強くいただきました。そのことから、伊勢赤十字病院の開院後、交通量調査を実施し、その結果を基に橋梁を整備した場合の交通量を推定いたしました。

図面の黒色の矢印、破線で示している交通流①は、左上の国道23号長屋1交差点方面から市道藤社御菌線を利用し、ミタス伊勢や伊勢赤十字病院周辺への交通の流れで、推計交通量は、1日当たり3,900台でありました。

計画していた橋梁の整備を実施しますと交通の流れが黒色破線の交通流①から紫色の破線の交通流②に変わると予測されます。これに伴い、1日当たり3,900台の車両が団地内に流入することにより、団地内の混乱や安全性の低下、また、一般車両だけでなく緊急車両の通行にも支障をきたす恐れもありますことから、現計画を取りやめ、新設道路の整備を行おうとするものでございます。

なお、赤色の新設道路を整備することにより、準用河川桧尻川支線に架かっております既存のさつき橋、一之木南橋を利用していただくことで、さつき園団地や桧園団地の方々も現在の計画と同様に伊勢赤十字病院やミタス伊勢へ通行することが可能となります。

資料2-2を御高覧ください。現在の計画と変更案の比較でございます。

現在の計画は、桧尻川に長さ17メートル、幅員7.2メートル、車道6メートルの橋梁を

生活道路対策や救急車両の走行ルートとして整備しようとするもので、概算事業費は約1億3千万円でございます。

次に、変更案につきましては、市道桧尻川22-1号線及び22-10号線と市道藤社御菌線を結び、全長300メートル、幅員11メートルで車道6メートル、南側に片側歩道3メートルで整備しようとするものでございます。

国道23号から2車線の道路で、防災拠点である伊勢赤十字病院への走行距離が大幅に短縮できることや市道桧尻川22-1号線と接続することで八間道路と市道藤社御菌線のネットワーク機能が向上いたします。

また、現在も交通が輻輳しております新設道路西側の市道藤社御菌線と市道一之木4丁目3号線との交差点周辺につきましても、改良を図りたいと考えております。概算事業費は約4億9千万円でございます。

新設道路の整備には用地補償が必要となることから現在の計画より事業費は増加いたしますが、特に団地内道路の安全性の低下など周辺環境への影響を考えると地元の御理解が得られないこと、また、交通ネットワーク機能の向上など事業効果等を総合的に判断し、新設道路の整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、伊勢赤十字病院周辺の道路整備につきまして御説明申し上げました。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

辻委員。

○辻 孝記委員

少しお聞かせ願いたいと思います。

今新しい新設道路のお話がありました。以前のお話ですと交通流2のほうへということ盛んに言われておったところでもございましたけども、この新しい赤い線のほうですね、先ほど藤社御菌線と新しい道と一之木4丁目3号線とのところを改良するというお話ではございますけれども、この辺はどこをどのように考えておられるのかな、まずお聞きしたいと思います。

◎宿 典泰委員長

基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

これから設計を詰め、また公安委員会とも協議をしていくこととなりますが、基本的には、ここは信号交差点を設けて改良を図っていきたいと考えております。

◎宿 典泰委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

信号をつけられるというお話ではありますけれども、今、周辺を見ておりますと、国道23号に向かつての藤社御菌線がですね、渋滞時というとすごく長い列がつながってしまうというのが現状でございます。この流れを、ここへ、結局高向神田線のところとですね、そこへ逃げてきても一緒のような状況が、長屋1の信号に行くためには、同じような状況が起こるので、ここにまた渋滞が起こってくるんじゃないかなというふうに懸念がされるのですが、それのお考えというのは、どのように考えていますか。

◎宿 典泰委員長

基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

今おっしゃられた、藤社御菌線の渋滞というところの中には、今この黒の流れで示しております流れも大きく入っておるということになります。

それで、今、この赤の新たな道路をつなぐこと、またそれと、今黄色で示しております八間道路へつなぐというふうなところのネットワークも新たにつくるということを考えていきたいということがございますので、その中で、周辺の交通緩和、渋滞緩和を図ってまいりたいと考えております。

◎宿 典泰委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私が勝手に考えてもあかんですが、なかなかですね、この赤い線からですね、赤い線の新しい道からですね、長屋1のほうへ向かおうとするときに、実際は渋滞で流れない状態が起こるんじゃないかなということが考えられますが、その辺を考えると市道一之木4丁目3号線の改良等も考えていかなければいけないというふうに思うんですが、その辺のお考えというのはどのようになっておられるのですか。

◎宿 典泰委員長

基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

今考えておりますのは、2車線道路で23号から伊勢赤十字病院のほうへ今までよりも、短くつなぐということで計画をさせていただいております。

その中で、今、委員のおっしゃられた一之木4丁目ということになりますと、また、それをどこからつないでいくかというようなこともありますので、今の段階では、まずこの赤い路線を事業化して、このあたりの整備を図っていきたいということで考えております。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

心配していることというのは、近隣の住民の方々がどのように考えられるのかということと、負担も大きくなるかというふうに思います。当然、交通流2のほうの条件でも同じことが言えるかもわかりませんが、台数調査を見ても、5,300台という、3,900台とはまた全然違ってくる数字が考えられるわけですね。

そうすると、信号をつける以上ですね、そこから国道へ抜けていく道を新しいものも含めて考えていかなければならないんじゃないかなというふうに思うんですけども、そこまではお考えになっておられないということですか。

◎宿 典泰委員長
基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

国道へ抜くとなりますと、現状では今の信号交差点のどこへ抜くかということが、また、課題として出てくると思います。新たに信号交差点をつくるというのは、現状では、信号交差点の距離が非常に短くなるということがありますので、現状では、この長屋1のところへ日赤病院方面から抜くということで対応していきたいと考えております。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

少し、もう少し考えていきますと、この一之木4丁目3号線ですが、道路の横に水路があろうかというふうに思っております。こういったところの暗渠化も含めたことを考えてですね、高向のほうの信号に出て行くような形も検討していかないとですね、このままでいくとちょっと心配になるのかなということをもまず御提言をさせてもらっておきたいのですが、お考えだけお聞きしたいと思います。

◎宿 典泰委員長
基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

高向のところになりますけど、高向のところも今、23号の交差点のところは比較的広くございますけど、高向の中を通るとなると人家があったりとか、用地の御協力ということがございますので、長期的な課題としてはいかにそれを抜くかというのはありますけど、現状では、この計画を進めさせていただきたいと考えております。

◎宿 典泰委員長
辻委員。

○辻 孝記委員

いちおう提言させてもらっておきますので、あれですけど。

これですね、当初、桧尻架橋という形で、橋を架けるといってさつき園のほうに抜けていくというふうな提案がされておられたこともありまして、周辺住民の方々、そちらに橋が架かるというふうに御理解をされておったというふうに思っております。

こういう変更になるということでは、また新しく、こちらの赤い新しい道のほうの側の住民の方々に対してのしっかりとした説明とか、納得のいかれるようなことをしっかりと取り組んでもらいたいと思いますが、その点はいかがですか。

◎宿 典泰委員長
基盤整備課長。

●堀基盤整備課長

この計画を進めるに当たりましては、地域の皆様方に御理解をいただけるよう十分説明して進めてまいりたいと考えております。

◎宿 典泰委員長
上村委員。

○上村和生委員

この桧尻の架橋のほうの計画がなしになったということになりますと、今回この赤の道ができるというところはわかります。ですが、今まで予定されておる桧尻川の22-1号線、これと八間道路の側ですね、当初のさつき園の中を抜けるという考え方からすると八間道路のほうに抜けてくる車もふえるというふうに予想されると思うんですけども、その辺の、市としての台数計算等というのはされてみえるんでしょうか。

●堀基盤整備課長

八間道路のほうへ抜けるというのは、今、桧園団地入り口のところへ抜けていくということの数字というのは特につかんでおりませんが、今、あります桧尻川22-1号線につきましても、これの計画を変えることによって、今の架橋をなくすことによって、この桧尻川22-1号線との整合がとれないということにはならないのかなと思います。

◎宿 典泰委員長
上村委員。

○上村和生委員

単純に考えるとやっぱり当初計画した直接さつき園を抜いてバイパスにという方法を考

えると、少しふえるのかなというふうにちらっと思うわけなんですけれども、ここら辺もですね、人間のほうも、このつなぎ目のところあたりは結構詰みますので、その辺の交通対策も今後検討をお願いしたいということで終わっておきますので、よろしくをお願いします。

◎宿 典泰委員長

他に御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

下水道受益者負担金のあり方について

◎宿 典泰委員長

次に「下水道受益者負担金のあり方について」を御協議願いたいと思います。

当局から説明を願います。

料金課長。

●酒井料金課長

それでは「下水道受益者負担金のあり方について」御説明申し上げます。

まず、本市の公共下水道事業の第4期事業計画につきましては、本年5月に法定手続きを完了し、事業を開始したことを6月13日に開催いただきました産業建設委員協議会におきまして報告いたしました。あわせまして、第4期事業の下水道受益者負担金につきまして、下水道事業審議会へ諮問するなどの予定を御説明申し上げたところでございます。

その後、下水道事業審議会の答申を得まして、8月26日に開催いただきました産業建設委員協議会におきまして御協議いただき、9月定例議会におきまして、いせ第4負担区の単位負担金額を1平方メートルあたり508円とする案をもちまして、伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを上程し、議決いただいたところでございます。

引き続き、本日は、合併調整内容で決定されていない合併10年以後の受益者負担金のあり方につきまして、方針を決めていく必要がございますため、今後の方針決定の流れと受益者負担金の考え方をお示しし、御協議をお願いするものでございます。

それでは、資料3-1の1ページをごらんください。受益者負担金制度につきましては、計画的な下水道事業の整備を進めるため、その財源として、下水道が整備された地域の受益者の方々に整備費の一部を負担していただくというものでございます。

次に、受益者負担金に関する合併調整内容につきましては、「合併後原則として10年間は現行のとおり」とされていますことから、現在、合併前の4市町村の制度をそのまま引

き継ぎ、それぞれ地域が異なった制度となっております。また、公共汚水マス等の設置の取扱いにつきましても、受益者負担金に付随するものでございまして、地域毎の取扱いをしております。受益者負担金及び公共汚水マス等の設置業務の現状は資料3-2の1ページのとおりでございます。

次に、資料3-1の2ページにお戻りください。合併10年以後の受益者負担金を決めていくため、本日、御協議いただいたのち、本年12月には下水道事業審議会に諮問していきたいと考えております。その後、平成27年1月ないし2月に、地域審議会へ意見聴取を行い、平成27年3月以降のしかるべき時期に産業建設委員協議会におきまして御協議たまわりたいと考えております。

次に、資料3-1の2ページの中段以降、下水道事業審議会に諮問していく予定の合併10年以後の受益者負担金について考え方をお示しいたします。

来年、合併調整で定められた原則10年という期間が経過しますことから、住民負担の公平化、適正化を図っていくため、今後、何らかの形で住民の一体感の醸成を進めていく必要があると考えております。しかし、現在は次のような課題がございます。1つは（ア）のように、現在の整備の進捗状況において、第3期事業と第4期事業が並行して進められることとなり、場合によっては、第4期事業区域が先に受益者負担金を賦課されることが生じます。

また、（イ）のように、合併後10年を境に受益者負担金を変えることとなった場合、整備中の同じ地区内で受益者負担金額が異なることにより、不公平感を生じさせることにもなると考えております。

これらの課題を踏まえ、資料3-1の3ページに記載のとおり、合併10年以後の受益者負担金のあり方につきましては、合併後10年までに事業着手された第4期事業の計画区域までは、従来どおりの現行どおりという考え方を踏襲し、第5期事業以後の計画区域は、統一していくという考え方でございます。なお、統一していく受益者負担金につきましては、次の第5期事業計画区域を定める際に、あわせて決めてまいります。

また、囲みの中の、（3）の公共汚水マス設置の取り扱いにつきましても、受益者負担金に付随するものでございますので、受益者負担金と同様の扱いとするという考え方でございます。

参考までに、受益者負担金につきましては、県下他市の多くが、合併前から事業着手している区域は従来どおりとし、合併後の新たな計画区域は統一してきております。他市の合併調整の状況は、資料3-2の2ページにまとめました通りでございます。なお、資料3-2の3ページは、この考え方をイメージ図としてあらわしたものでございますので、御高覧賜りたいと存じます。

以上のように、合併10年以後の下水道受益者負担金について、既事業計画区域は従来どおりとし、新たな事業計画区域は統一という考え方をもちまして、下水道事業審議会に諮問していく予定でございますので、よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して御発言はありませんか。

よろしいですか、よろしいね。

発言もないようでありますので本件につきましてはこの程度で終わります。

伊勢市上水道事業の給水区域の変更について《報告案件》

◎宿 典泰委員長

続きまして、これは報告案件になりますが「伊勢市上水道事業の給水区域の変更について」を御協議願います。

報告を願います。

上水道課長。

●前村上水道課長

それでは「伊勢市上水道事業の給水区域の変更について」御説明いたします。

資料4をごらんください。まず現在の給水区域としましては、その範囲を伊勢市上水道給水条例で規定しており、次ページの別図に示す青線で囲まれた区域となっております。

次に、給水区域変更の概要につきましては、別図に赤色で示す区域にある朝熊町箕曲瀬地区を給水区域に編入して区域の拡張を行うものであります。

また、この給水区域の拡張に伴いまして、給水区域等を規定しております関係条例につきましても、一部改正が必要となるものであります。

続いて、区域変更の経過につきましては記載のとおりでございますが、当該地区は朝熊町の旧伊勢市給水区域からは約7キロメートル離れた地域で、配水管路や加圧施設、減圧施設等を新たに整備する必要がありましたが、現在は二見町松下の給水区域から約900メートルの距離に位置し、内径200ミリの配水管路を敷設することで給水が可能でありますことから、上水道給水区域への編入手続きを行って給水していくこととするものであります。

今後の予定としまして、12月市議会定例会において関係条例の改正案を上程させていただき、厚生労働省の変更認可を受け次第、配水管路の敷設を行って給水を開始していく予定であります。

以上、「伊勢市上水道事業の給水区域の変更について」御報告させていただきました。よろしく願い申し上げます。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

報告案件ですので、よろしいかと思っておりますので、お願いします。

民俗伝統行事継承基金条例の制定について

◎宿 典泰委員長

続きまして「民俗伝統行事継承基金条例の制定について」を説明願います。
観光事業課副参事。

●岩村観光事業課副参事

すいません、まず御説明をする前に資料の訂正をお願いします。申しわけございません。
資料5-2の右下の枠内がございます、黒枠、1番上ですが、「市の積立想定は、平成16年から25年度」を「平成27から45年度」に変更をお願いします。

そしてもう一つ下の黒丸でございますが、「関係団体からの積立想定は、現在協議中ですが、市と同様に、平成16年から25年」のこの「16から25」を「27から45」までに変更をお願いします。

それでは、はじめさせていただきます。

第62回神宮式年遷宮の平成18、19年の「お木曳行事」と平成25年の「お白石持行事」におきましては、お陰様で盛大に無事終了させていただきました。

この「お木曳、お白石持行事」が未来永劫に保存継承されることを鑑み、御遷宮対策委員会を構成する市、伊勢商工会議所、伊勢市観光協会などの関係団体と協議いたしました結果、第63回神宮式年遷宮の「お木曳行事やお白石持行事」に向け、民俗伝統行事継承基金条例を制定し、今後の「お木曳やお白石持行事」に備えることが最良であるとされたため、民俗伝統行事継承基金条例の制定について、御説明しますので、資料5-1をごらんいただきますようお願いいたします。

1の「制定理由」は、国の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」として選択され、また、市の無形民俗文化財として指定される「お木曳行事」、「お白石持行事」の円滑な運営と保存継承及び情報発信に必要な経費の財源に充てます。

2の「基金としての概要」は、(1)の積み立てる額は、市の負担分に関係団体の伊勢商工会議所、伊勢市観光協会からの協力金を含め、一般会計歳入歳出予算に定める額とします。

(2)市長は、基金の目的のため、必要と認めるときは、予算の定めるところにより、基金の一部又は全部を処分することができます。

3の「予定される基金額」は、①の第62回お白石持行事などにおける残金の5,525万5,861円ですが、これは、第62回お木曳、お白石持行事の残余金を御遷宮対策委員会が管理規程により管理しており、通帳解約時に発生する利息分を含め、平成27年度に基金として積み立てます。

②、市の一般会計予算積立金として、第62回のお木曳、お白石持行事の事務局経費を除いた事業費の負担額約3億1,500万円であったため、平成27から45年度の間目標として3億2千万円を基金として積み立てます。

③の関係団体ですが、伊勢商工会議所、伊勢市観光協会からの協力金といたしまして、第62回お木曳、お白石持行事の事業費の負担額が約1,850万円であったため、平成27年から45年度の間目標として1,920万円を求め、基金として積み立てます。

続きまして、4の基金の積立想定でございますが、資料5-2の基金の積立想定案をごらんください。

①第62回お白石持行事などにおける残金の5,525万5,861円につきましては、平成26年度末の御遷宮対策委員会解散後に市へ納め、平成27年度に基金として積み立てます。

②市の一般会計予算積立金としての積立想定は、平成27年から45年度までの16年間で、毎年度、2千万円の積み立てをして、将来の負担の平準化を図り、3億2千万円を基金とします。

また、③関係団体の伊勢商工会議所、伊勢市観光協会からの協力金の積立想定は、現在、協議中ですが、市と同様に平成27年から45年度までに、毎年度、120万円の積み立てをし、将来の負担の平準化を図り、1,920万円を積み立てします。

なお、お木曳行事、お白石持行事の当該年度である平成38、39、45年度につきましては積み立てを行わない想定でございます。

よりまして、①第62回お白石持行事などにおける残金と②市の一般会計予算積立金と③関係団体からの協力金を合わせて、合計3億9,445万5,861円、約4億円を想定しております。

続きまして、資料5-1へお戻りください。

最後になりますが、4の「施行期日」につきましては、平成27年4月1日を予定しております。

今後とも市、伊勢商工会議所、伊勢市観光協会と協議し、第63回神宮式年遷宮のお木曳・お白石持行事関係に備えたいと存じますので、何とぞ御理解のほどよろしく願います。

以上、「民俗伝統行事継承基金条例の制定について」御説明申し上げます。

御協議のほど、よろしく願います。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何か御質問ありませんか。

山根委員。

○山根隆司委員

今回、この基金でございますか、この62回の遷宮、お木曳行事等で、白石持ちで、本当に積極的に誘客をされましたということで、本当に1,400万人という、あれだけ来ていただいて、成果も出たと思われま。非常に伊勢市にとって良かったのかなと私は思っております次第でございます。

その中で今回こういう形で、5,500万円の残金がある中で、遷宮対策事務局の解散に伴い、これは条例として、基金として積み立てるということですが、平成38年、39年、45年は積み立てを行わないという想定が、ここに黒丸で書いてありますが、このような形でずっとこの形がとれるのか、次の遷宮まで積み立てをするのはよくわかりますが、もう一度その辺りの詳細についてお考えがあれば、この積み立てに対してお答え願いますか。

◎宿 典泰委員長
観光事業課副参事。

●岩村観光事業課副参事

この積立金を次の遷宮までずっと積み立てるというのではなく、今度のお木曳行事及びお白石持行事を準備する時期、明確には何年度からというのはいわかりませんが、必要な時期になりましたら必要な額を一度取り崩しまして、遷宮の行事、あるいは情報発信等の行事に使わせていただきたいなということを思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひします。

◎宿 典泰委員長
山根委員。

○山根隆司委員

わかりました。必要なときという、準備ということではございましたが、この積み立てる基金の中でどのような事業をされるということ、次のお白石曳行事とお木曳行事の準備ということですか。もう少しほかにこういう形で、何か使うという予定があるのであれば、お聞かせください。

◎宿 典泰委員長
観光事業課副参事。

●岩村観光事業課副参事

あくまでも予定でございますけれども、平成37年には御樋代木奉曳とか言わせてもらいました平成38、39年のお木曳行事、そして平成41年には宇治橋の関係行事がございます、それと平成45年のお白石持行事を考えています。それと並行しまして、今回大盛況でございましたが、六本木ヒルズでのお木曳き、またさっぽろ雪まつり等々の大型な情報発信ですか、そこら辺を予定しておりますが、これにつきましては今後関係団体と再度検証し、協議していきたいなというふうに考えております。

◎宿 典泰委員長
山根委員。

○山根隆司委員

宇治橋から六本木ヒルズ、さっぽろ雪まつり、いろんな中で説明を行った中で事業として使いたいということではございます。またその中で関係団体と再度検証し、協議していくということもよくわかりました。

この基金条例にする理由も大体わかったわけではございますが、もう少し今までじゃなしにこれから条例という形をとるのであれば、もう少し詳しい形で説明を願えればお願ひしたいと思います。

◎宿 典泰委員長
観光事業課副参事。

●岩村観光事業課副参事

過去の組織ですね、お白石とかお木曳き組織におきましても、次回の行事のことを考えまして残金を残していただきました。その結果、おかげさまで今回におきましても、その残金を有意義に活用させていただきました。

そういう中で今回、お木曳行事及び平成25年のお白石持行事も終わったということから、再度、市、商工会議所さん、観光協会等々につきましてですね、残金等の協議をいたしました。

その結果ですね、本来残金としましては、今まで、協力していただいた団体さんにお返しするのが筋ではないかということをお話し合われたわけですが、その残金自体が、第61回ですね、昭和61年、62年当時から引き継ぐものでございまして、返還額の根拠を示すというのも非常に困難なことから、また、それじゃあそのまま、御遷宮対策委員会等が、管理するのも時代背景にはあっていないかなということの中で、こういった行事を将来に残すため、あるいは次回の運営がスムーズに行くために、市のほうで基金として管理していただいでですね、なおかつ、これから必要とされる額も積み立てて、負担の平準化、そういったことをしていただいたほうが良いということが総意でございまして、そういうことから、基金条例をつくる運びとなりましたので、よろしくお願ひいたします。

◎宿 典泰委員長
山根委員。

○山根隆司委員

ありがとうございます。よくわかりました。

遷宮対策事務局というのでも26年度の末に解散ということもあって、事務的なことも、まあいろんなことも当然ある、そして20年前にさかのぼったという形も当然非常に難しいというようなお答えでありました。

これからこの行事に関しましても、予算面にしても、本当に各自治会の奉曳団にしても、参加されておられる方も少子高齢化でますます行事の運営もこれから本当に困難になるのかなということが予想されます。伊勢市の伝統と民俗行事であるお木曳き、お白石持ち行事が本当にまた次の世代へ継承されていくように、私も願うところでありますので、今後とも商工会議所、観光協会、市当局を含めた中で、関係団体としっかり協議していただき伝統を残していただくことを強くお願いして終わっておきます。

◎宿 典泰委員長
他に御発言はありませんか。
山本委員。

○山本正一委員

今話を聞いておりますと、条例案、条例の制定ということなんですが、この予定される基金額というのが、これなかなか僕らではちょっと理解しにくいですわ。と申しますのも、この5,500万云々は、これだけ残ったと、お白石、お木曳きでこれだけ残ったと、これはわかるんですわ。そうしたらこの下に書いてある、市・一般会計の予算積立金と書いてある中で、事務所経費を除いた事業費の負担額が、3億1,500万ですか、そうすると今度目標としてまた3億2,000万円を基金として積み立てるといふ、この意味もちょっとようわからんし、下の3番の意味もようわからんのですわ。ちょっとわかるように説明してもらおうとありがたいんやけどな。お宅らは専門家やでわかるけれども、この条例案を出すときに、やっぱり市民にこんなことに今なつて、こうやという我々も説明をせんならんので、ここのところ辺をもうちょっと詳細に書いてもらおうとありがたいと思うんさ、詳細に。

ちょっと、中々これでは難しい、難しいというか、僕はちょっと理解できやんのやけどな。

◎宿 典泰委員長

観光事業課副参事。

●岩村観光事業課副参事

すいません、説明が同じようになるかもわかりませんが、この②のですね、市の3億1,500万といいますのは、今まで、平成16年度からずっと遷宮関係の行事をしていただいてきましたが、その事業費分ですね、それが3億1,500万円かかりましたということで、それでは、次回の遷宮においても、あくまでも今現在ですと同じようなことをするという事の中で3億2,000万が必要ではないかということで挙げさせていただきました。

それと③も同じことをごさいますけど、商工会議所さん及び伊勢市の観光協会さんにおきましても、16年度からですね、事業費関係の負担が約1,850万円をごさいますて、今度の63回を想定しますと、1,920万ぐらい必要ではないかということで、今回、挙げさせていただいた次第でございます。

◎宿 典泰委員長

山本委員。

○山本正一委員

そこまでの説明があるとよくわかるんですが、これだけであるとなかなか理解しにくいんですわ。そうするとあなたが今言葉で説明をしたんやったら今までの61回から62回までがこんなことやったんやと、そやでこれを元にして算出すると一緒ぐらいいるやろということの中で、これをあれしたということであると質問もせんでもいいんやけれども、やっぱり言葉足らずやったと思うんですわ。そうするとまだあえて言うのならば、5,520何万が残ったんやと、これにはおおよそどの事業にどれくらい一番いったんやというようなことも本当は計算書みたいな形ですつと書いてあると非常にわかりやすいし、市民に報告もしやすいんやわ。やっぱこんな話を市民にすると、あれいくらいったんやろな、どんなん

やろなという人もおるんですわ、そうすると我々は説明ができると思うんですわ、これはこうやんな、こうやんなと、やっぱりもう少し親切丁寧に、市民の目線でやっぱしこういう資料を出してもらおうとありがたいんやわ。以上でございます。

◎宿 典泰委員長

他に発言はありますか。

ないようでありますので、この程度で終わります。

やすらぎ公園プールについて

◎宿 典泰委員長

続きまして「やすらぎ公園プールについて」を当局の説明をお願いいたします。

商工労政課長。

●筒井商工労政課長

それでは御説明を申し上げます。

伊勢市やすらぎ公園プールにつきましては、去る平成24年3月定例会におきまして、条例廃止案が否決され、また、当初予算案は可決されましたけれども、本市における市民プールの位置づけが明確になるまで、やすらぎ公園プール施設解体経費の予算執行を停止すべきとする付帯決議が付されました。

このことを重く受け止めまして、当初予算中、プールの解体経費を減額補正のうえ、やすらぎ公園プールを従来どおり運営するとともに、「本市における市民プールの位置づけ、考え方」に関する検討会を庁内に設置し、議論を重ねました。

そして、平成24年10月1日に開会いただいた産業建設委員協議会におきまして、「伊勢市やすらぎ公園プールは、健康の増進、体力の向上、親子のふれあいなどの様々な目的を持った市民の皆様に御利用いただいている市民プールである」、この旨を御報告申し上げております。

また、先般の平成25年度決算を御審査いただきました特別委員会におきまして、「やすらぎ公園プールを市民プールと位置づけてやっていくのなら、条例改正もしながら存続すべきである。」との御意見をいただいております、また「やすらぎ公園プールは勤労者の福祉増進という面から一定の役割を終えたのではないか。市民プールとしての位置づけもあり、プールの管理体制はこのままでいいのか。」との御質疑に対しましては、「やすらぎ公園プールは労働者のためのプールという、条例の目的になっていたが、市民プールという位置づけをする中で、それに合致したような規定となるように検討したい。」この旨をお答えいたしております。

このようなことから、伊勢市やすらぎ公園プール条例の設置目的を、市民プールとしての位置づけに合うように改正する条例改正案を、来る平成27年3月定例会に提出させていただきたく、現在、条例改正案について検討を進めているところでございますので、御承知おきくださいますよう、またその節には改正案についてよろしく御審査賜りますようお願い

願ひ申し上げます。以上でございます。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

行財政改革について

◎宿 典泰委員長

次に「行財政改革について」を御審査お願いしたいと思います。

当局から説明をお願いします。

情報調査室長。

●椿情報調査室長

それでは、「行財政改革について」御説明を申し上げます。

資料は3つございます。7-1「指針(案)」、7-2「取組項目(案)」、7-3「意見書」でございます。

本市のこれまでの第一次及び第二次行財政改革では、計画期間を4年間と定めた「大綱」を策定し、その下に大綱の考えに基づく個別の取組項目をまとめた「実施計画」を策定して取り組んできました。

今回は、第二次行財政改革大綱の計画期間が平成25年度末をもって終了したことに伴い、新たに大綱を策定するのではなく、行財政改革を進める上での道しるべとして「指針」を策定することとしました。また、指針に基づいた具体的な取り組みにつきましては、資料7-2「伊勢市行財政改革取組項目」に記載しております。

策定にあたりましては、6月以降「行政改革推進委員会」で5回にわたりまして御審議をいただき、御承認をいただいたものでございます。

それでは、まず資料7-1「指針(案)」から御説明申し上げます。1ページをごらんください。

「1趣旨」でございますけれども、ここでは導入部分として、指針策定の意義や目的について記載しております。本指針は、市を取り巻く社会経済環境の変化に柔軟に対応し、これからの時代にふさわしい行財政運営を行うことで、持続可能な自治体であり続けることを目指し策定するもので、今後の行財政改革の道しるべとなる旨を記載しております。

次に、1ページ中段から4ページ上段にかけての「2指針策定の背景」については、

これまでの本市の行財政改革の取り組み経過に触れ、これから本格化する人口減少、少子高齢化の進展などの経営環境の変化を踏まえ、今後の行財政改革の必要性について記載しております。

次に、4 ページ中段から 5 ページにかけての、「3 今後の行財政改革の視点」では、これまでの大綱の策定から、今回は指針を策定することとなりました経過を説明するとともに、視点の位置づけについて記載しています。

これまで大綱については、計画期間を 4 年間と定め、その期間に重点的に取り組むテーマを 3 つのキーワードや柱として設定をしてきましたが、そこに連なる取組項目の中には 3 つに分類しきれないものもございました。一方で、行財政改革を進めていくうえでは、財政改善や業務の効率化といった年限を区切らずに引き続いて取り組むべきテーマもございます。

そこで、今回は新たに大綱を策定するのではなく、行財政改革を進める上での道しるべとしての指針を策定することとしました。そして、今後も厳しい経営環境が続くであろうと予想される中で、持続可能な行財政運営を行うために必要な視点として、(1) 経営資源の有効活用、(2) 事業実施の最適化、(3) 成果重視の行政運営、(4) 活力ある組織風土の構築を置いております。

次に 6 ページをごらんください。「4 取組みの進め方」では、進行管理について記載しております。

それでは次に資料 7-2 「取組項目(案)」をごらんください。取組項目には、指針に基づき取り組む具体的な内容を 29 項目記載しております。

取組期間は平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間となっております。

取組項目の表紙をお開きください。指針にあります 4 つの視点に基づいて取組項目の一覧が記載してございます。

まず「1 経営資源の有効活用をめざして」、今後も厳しい社会経済環境が続くことが予測されることから、歳出削減や歳入の増に取り組めます。

次に「2 事業実施の最適化をめざして」、公共サービスの見直しに取り組み、限られた財源の中で効果的な公共サービスを実施するため、適宜、事業の見直しを行い、適正化を図ります。

また、公共サービスの提供体制の見直しに取り組み、サービス供給の担い手が公務員である必要のないものにつきましては、アウトソーシングを推進していきます。

また、施設の活用・あり方を見直しに取り組み、各施設の利用状況等も踏まえて施設のあり方を見直していきます。

次に「3 成果重視の行政運営をめざして」、厳しい社会経済環境のもと可能な限り市民満足度を高めるため、サービス・質の向上に取り組めます。

最後に「4 活力ある組織風土の構築をめざして」、社会環境の変化に柔軟に対応することができる組織を目指し、組織風土の改善に取り組めます。

各取組項目につきましては、毎年度見直しを行いまして、適宜追加等を行ってまいります。

続きまして、資料 7-3 「意見書」でございますが、指針を策定するにあたりましては、伊勢市行政改革推進委員会から御意見をいただきながら作り上げてまいりました。行政改

革推進委員会は、外部委員 6 名で構成されております。そこで、これまでにいただいた意見を、意見書としてまとめて提出いただいたものでございます。

資料 7-2 の取組項目は、指針(案)と意見書を庁内各所属に提示し、募ったものでございます。

なお、各協議会に関連する取組項目につきましては、資料 7-2 の末尾に記載のとおりとなっております。

以上で「行財政改革について」の説明を終わります。

よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

◎宿 典泰委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎宿 典泰委員長

御発言もないようでありますので、本件につきましてはこの程度で終わります。

以上で御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして産業建設委員協議会を閉会いたします。

閉会 午後 2 時 1 0 分